

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月5日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第3号

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則

大和市指定下水道工事店規則（平成10年大和市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。